

「課題と論点の整理」において総務省が主担当とされた主な事項

- フィルタリングソフトの改善やPF事業者の青少年保護に関するサービス提供上の工夫の更なる促進を図る方策についてどう考えるか。
- 青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段にどのようなものがあるか。
- ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、PF事業者やOS事業者の取組を促すことについてどう考えるか。

共通認識

- 青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要。
- 環境整備法の制定時と現在の状況は異なり、リスクが多様化した現代の環境に対して、現在の制度では限界がある。
- 青少年の利用に当たっては、保護者や事業者、教育機関などの関係者の果たすべき責任・役割の整理が必要。
- 技術的措置のみでカバーできるものではなく、引き続き、リテラシー向上の取組推進は必要。

PFサービスの設計上の青少年保護措置

- PFサービスごとに設計・特性が異なることや、こどもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」（一定年齢以下の使用禁止）は望ましくないのではないか。
- 各事業者に対し、サービスのリスクの評価、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるとともに、それを再評価する仕組みなどを構築すべきではないか。
- 保護措置の前提となる「年齢確認」について、サービス設計や特性などに応じた厳格化を検討すべきではないか。
- その手法については、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティリスクも考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか。
- 保護措置の設定は複雑であり、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定において保護措置が機能することが適切ではないか。保護措置がない、若しくは初期設定とされていない場合、改善を促す枠組みが必要ではないか。

フィルタリング機能を含む技術的保護手段

- OS事業者が提供する保護機能の有用性を踏まえ、キャリアフィルタリングと同様の「技術的保護手段」として提供を義務づけるべきではないか。

ICTリテラシーの向上

※総務省「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において検討

- 多様なPFサービスが存在し、求められるリテラシーが多様化していることから、事業者側が用意した技術的な保護措置の利用の促進も重要ではないか。
- 保護者・教職員という枠にとらわれない「大人」のリテラシー向上も必要ではないか。